

島本町生涯学習関係団体認定要領

(平成13年1月1日)

最近改正 令和 6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、島本町ふれあいセンター条例（平成8年条例第5号）第24条に規定する住民の生涯学習の振興並びに教養の向上等、住民が自主的、自発的に行う生涯学習活動の支援を図るため生涯学習関係団体（以下「関係団体」という。）の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生涯学習」とは、自己の充実や啓発及び生活の向上のため、人生のあらゆる時期に意図的な学習であり、その手段・方法を各人が自ら選択し、自発的意思に基づいて行う学習をいう。
- (2) 「生涯学習関係団体」とは、構成員自らが学びの環境を整備し、構成員の相互学習による向上を図り、学んだことを地域に還元するなどの活用により、更に学びを深める活動を行う団体をいう。

(認定基準)

第3条 関係団体として認定できる団体は、おおむね次の要件を満たさなければならない。

- (1) 生涯学習の活動を、会則制定日から1年以上計画的、継続的に行い、その成果が期待できる団体であること。
- (2) 公の支配に属さず自主的、自発的に組織され、団体及び個人の営利事業を行っていないこと。
- (3) 活動に関する民主的な会則等を有し、活動参加者が5名以上であること。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業、又は公の選挙に関し特定の候補者の支持を行わないこと。
- (5) 特定の宗教、教派・宗派若しくは教団等を支持・支援するための活動を行わないこと。
- (6) 構成員の割合は、町内に在住、在学又は在勤する者が過半数以上であること。
- (7) 広報活動等を行い、全住民に事業への自発的参加の機会を与え、島本町教育委員会等の主催する行事へ積極的に協力、参加できること。

(援助等)

第4条 教育委員会事務局生涯学習課は、関係団体として認定した団体に対し、必要に応じて次の援助及び指導助言を行うことができる。

- (1) 生涯学習課の事業に支障がない範囲で、施設の使用に関する便宜
- (2) 活動に関する指導助言
- (3) 必要な資料、機材の提供や協力
- (4) その他必要な援助及び指導助言

(認定期間)

第5条 関係団体の認定は、原則として毎年4月1日を基準として行い、認定期間は、認定した日から認定の日の属する年度末までとする。

(申請)

第6条 認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、指定する日までに教育委員会事務局生涯学習課に提出しなければならない。

- (1) 生涯学習関係団体認定申請書(様式第1号)
- (2) 会則等
- (3) 活動計画書(様式第2号)
- (4) 会員名簿
- (5) 前年度会計報告書(見込み)
- (6) その他必要とする資料等

2 継続して関係団体の認定を受けようとするときも、前項に掲げる関係書類を提出しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会事務局生涯学習課は、前条により申請のあったときは、関係書類を審査し、適当と判断できる団体を認定する。

(取消)

第8条 教育委員会事務局生涯学習課は、認定後においても第2条及び第3条の要件を満たさないと認められるときは、当該団体から事情を聴取した上で認定を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成19年1月15日から施行する。

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月5日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。